

閲覧に際しての注意事項

- ◎ 閲覧の際は、本人の確認の為、公的機関が発行した顔写真付きの身分証明書を提示してください。
- ◎ 個人の基本的人権またはプライバシーを侵害するおそれがある場合や、申請目的以外に利用されるおそれのある場合、閲覧を制限させて頂くこともあります。
- ◎ 閲覧は、職員から指示された閲覧場所で行ってください。
- ◎ 閲覧中は、以下の事項を厳守してください。
 - 1 選挙人名簿の抄本は、丁寧に取り扱いってください。書き込み、チェックを入れることや抄本の上で筆記や加筆はしないでください。
 - 2 以下の閲覧方法を厳守してください。

方 法	可 否
読み取り	○
筆記（ノート等への書き写し）	
パソコンへの直接入力（オフライン）	
写真（スマホ・デジカメ・簡易カメラ等）	×
スキャン（携帯タイプのスキャナー等）	
コピー	

- 3 閲覧場所での飲食・喫煙はご遠慮ください。
 - 4 離席の際、選挙人名簿の抄本を閲覧場所以外に持ち出さないでください。
- ◎ 閲覧にパソコンを使用する場合は、裏面の留意事項をご確認の上、「選挙人名簿抄本閲覧におけるパソコン使用に係る誓約書」を提出してください。
 - ◎ 閲覧事項を書き写した場合は、閲覧終了後に、筆記資料、データ等をコピーさせていただきます。
（公職選挙法第 28 条の 4 第 5 項、規則第 3 条の 2 第 3 項）
 - ◎ 閲覧目的が調査研究の場合は、調査研究の成果物（報告書など）を後日、選挙管理委員会事務局へ提出してください。

（裏面に続く）

選挙人名簿抄本閲覧におけるパソコン使用に係る留意事項

選挙人名簿の閲覧で取得した閲覧事項の取扱いについては、公職選挙法第 28 条の 2 第 12 項又は第 28 条の 3 第 7 項の規定に基づき、申出者は、閲覧者、候補者閲覧事項取扱者、政治団体閲覧事項取扱者、承認法人、法人閲覧事項取扱者は個人閲覧事項取扱者（以下「閲覧者等」という。）による閲覧事項の漏えいの防止その他の閲覧事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

特に電磁的記録データについて漏えいを防止するために、下記の事項にご留意ください。

記

1. 閲覧者は、閲覧時にパソコン（以下「PC」という。）を使用して転記する場合、キーボード打ち込みによるテキスト入力のみとし、内臓のカメラによる撮影、レコーダー機能による録音等をしないこと
2. 閲覧者は、閲覧時に PC のネットワーク接続をしないこと
3. 申出者及び閲覧者は、閲覧時及び閲覧事項データを管理する際に使用する PC に対して、ウイルス対策ソフトウェアによるフルチェックを定期的の実施すること
4. 申出者及び閲覧者等は、業務上知りえた情報をもらさず、退職等により業務を離れる場合も守秘義務を負うこと
5. 申出者及び閲覧者は、閲覧事項データについて、第三者に使用されること又は許可なく情報を閲覧されることがないように、保管場所、パスワード設定等適切な措置を講ずること
6. 申出者及び閲覧者は、閲覧事項データの管理について、ウェブで利用できるネットワークストレージサービス等を使用しないこと
7. 申出者及び閲覧者は、閲覧事項データについて、情報が保存される必要がなくなった時点で、記録した情報を復元不可能な方法で消去すること